



静岡労働局発表  
平成28年8月9日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室  
室長 寄田 茂  
賃金指導官 片岡 裕也  
(電話) 054-254-6315

平成28年度静岡県最低賃金の改正答申について  
～24円アップの時間額807円を答申～

平成28年8月9日、静岡地方最低賃金審議会（会長 <sup>いししろ</sup> 居城 <sup>しゅんこ</sup> 舜子）は、静岡労働局長（<sup>のむら</sup> 野村 <sup>えいいち</sup> 栄一）に、静岡県最低賃金を現行の時間額783円から24円引き上げ、時間額807円とする答申を行った。

同審議会では、平成28年7月1日に静岡労働局長から「静岡県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、静岡県最低賃金専門部会を設置し、8月2日から計3回専門部会を開催し、中央最低賃金審議会から示された目安答申を踏まえつつ、県下の経済情勢、賃金水準等を勘案し、答申を取りまとめたものである。

今後は、この答申の内容についての意見の申出の公示など諸手続を経た上、静岡労働局長が静岡県最低賃金を決定することとなる。

答申どおりの決定となると、対前年引上げ率は3.07%となり、現在の時間額表示のみとなった平成14年度以降、引上げ額、引上げ率ともに最大となる。

【参考：静岡県最低賃金額及び前年引上げ率、引上げ額】

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度(予定)
最低賃金額	728円	735円	749円	765円	783円	807円
対前年引上げ率	0.41%	0.96%	1.90%	2.14%	2.35%	3.07%
対前年引上げ額	3円	7円	14円	16円	18円	24円